

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの保管・返却・破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 亡くなられた方に関する手続きに個人番号を使用することがありますので、全てのお手続きが終わるまでは保管してください。 不要になったら返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード ※ カードの返却義務はありません。不要となったカードを返却する場合は、亡くなられた方の個人番号入りの住民票を取得することができませんので、必要に応じて個人番号を控えてから返却してください。	市民課 住民記録・戸籍担当 ☎ 0553-32-5061

住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となりますのでカードを返却または裁断して破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 住民記録・戸籍担当 ☎ 0553-32-5061

MEMO

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(カード)は無効となりますので、返却または裁断して破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証 (カード)	市民課 住民記録・戸籍担当 ☎ 0553-32-5061

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 各種証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために国民健康保険に関わる各種証を回収しています。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険に関わる各種証	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

MEMO

手続き③ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方に国民健康保険税が課税されている場合、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税担当までご連絡ください。	相当な期間（概ね3か月）
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 市民税担当 ☎ 0553-32-5069

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 各種証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために後期高齢者医療に関わる各種証を回収しています。 ※市役所本庁または各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療に関わる各種証	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の印鑑・通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

MEMO

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人の方に支給されます。	診療月の翌月1日から 2年間
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の印鑑・通帳 ☐ 相続人であることがわかる書類 【法定相続人の場合】 ☐ 戸籍謄本の写し等（甲州市に本籍がある場合は不要です。） 【指定相続人の場合】 ☐ 遺言書の写し等	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

手続き④ 通知類等送付先変更の申請

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の保険料の未納または還付、医療費の給付に関するお手紙を送付する場合があるため、送付先変更の申請をお願いしています。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人またはご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き

未支給年金・未支払給付金請求、受給権者死亡届（報告書）、
国民年金死亡一時金請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金の場合のみは、市役所へお問い合わせください。	【未支給年金・未支払給付金請求】 受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年 【国民年金死亡一時金】 死亡日の翌日から2年
	手続き可能な人
	生計同一の三親等以内のご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写し等	市民課 国保・年金担当 ☎ 0553-32-5173

厚生年金に加入または受給していた

手続き

必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、年金事務所等へお問い合わせください。全国の年金事務所で受付が可能です。	お問い合わせください
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	日本年金機構 甲府年金事務所 ☎ 055-252-1431

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日間以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農林振興課 農地担当 ☎ 0553-32-5092

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税等の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税等の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付してください。 亡くなられた方が口座振替(自動払い込み)を利用されていた場合は口座振替は停止となり、納付書を郵送または相続人来庁時に交付しますので、そちらで納付してください。	納付書に記載の納付期限 まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書	税務課 収納担当 ☎ 0553-32-5074

市民税が課税されていたまたは課税される予定

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきますこととなります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税担当までご連絡ください。	相当な期間(概ね3か月)
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	税務課 市民税担当 ☎ 0553-32-5069

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定する届出になります。また、法定相続人以外の方が届出をされる場合は、現所有者として申告していただきます。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書が届いた方は約3週間以内
	手続き可能な人 ・相続人代表者となる方 ・現所有者となる方
	問い合わせ先
必要なもの 【法定相続人の方】 ☐ 原則不要 【法定相続人以外の方】 ☐ 遺言書の写し等	【税務課資産税担当】 ☎ 0553-32-5065 【管轄の法務局】 甲府地方法務局 ☎ 055-252-7151

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた年度内
	手続き可能な人
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 【相続人以外の方が手続きする場合】 ☐ 相続人からの委任状	税務課 市民税担当 ☎ 0553-32-5069

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	亡くなられた年度内
	手続き可能な人
	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 【相続人以外の方が手続きする場合】 ☐ 相続人からの委任状	税務課 市民税担当 ☎ 0553-32-5069

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付されていた場合は返却または破棄してください。 また、思いやり駐車区画利用証を交付されていた方は、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証（黄緑色） 【以下は交付されていた方のみ】 ☐ 介護保険負担割合証（ピンク色） ☐ 介護保険負担限度額認定証（クリーム色） ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（水色） ☐ 思いやり駐車区画利用証	介護支援課 介護保険担当 ☎ 0553-32-5066

高額介護（予防）サービス費の支給を受けていた

手続き 高額介護サービス費等の手続き

手続き詳細	期 限
高額介護（予防）サービス等の支給を受けられていた場合は、振込先口座を相続代表人の口座に変更するための手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	相続代表人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続代表人の通帳	介護支援課 介護保険担当 ☎ 0553-32-5066

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

送付先の設定をされていない方

手続き 書類送付先設定届出書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に介護保険料や介護給付に関するお手紙を送付する場合がございます。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出者の本人確認書類	介護支援課 介護保険担当 ☎ 0553-32-5066

MEMO

6. 在宅高齢者生活支援サービスに関する手続き

在宅高齢者生活支援サービスを利用していた

手続き 未利用券等の返却

手続き詳細	期 限
外出応援サポート事業(タクシー券)、介護用品支給サービス(オムツ券)、訪問理美容サービスの未利用券を返却してください。	3か月以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 外出応援サポート事業、介護用品支給サービス、訪問理美容サービスの未利用券	介護支援課 高齢者支援担当 ☎ 0553-34-5434

ふれあいペンダント(緊急通報システム)を利用していた

手続き ふれあいペンダント(緊急通報システム)の利用取消

手続き詳細	期 限
ふれあいペンダント(緊急通報システム)の機器を撤去する際、親族の立会いが必要になります。	1か月以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護支援課 高齢者支援担当 ☎ 0553-34-5434

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本(受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し ☐ 印鑑	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出

(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

甲州市重度障害児福祉手当甲州市障害児福祉年金を受給されていた

【受給者（保護者）が亡くなられた場合】

手続き

重度障害児福祉手当受給者等異動届、障害児福祉年金異動届、口座振替申込書の提出また受給対象児童が20歳未満の場合は、受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が甲州市重度障害児福祉手当等を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。また未支払いの手当等及び受給者の変更につき、手続きが必要です。	速やかに 手続き可能な人 親族（代表相続人）または受給者が亡くなられた後、対象児童を同一世帯で監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【未払い分がある場合】 ☐ 相続人の振込口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカード等） 【受給予定者の場合】 ☐ 対象児童の障害者手帳 ☐ 受給予定者の金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 印鑑	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

【児童が亡くなられた場合】

手続き

重度障害児福祉手当受給者等異動届、障害児福祉年金異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が甲州市重度障害児福祉手当等を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに 手続き可能な人 受給者（保護者）
必要なもの	問い合わせ先
なし	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

重度心身障害者医療費助成(重度医療)を受けていた

手続き 重度医療受給者証の返却及び、重度心身障害者医療費受給資格等変更届(資格喪失及び口座変更+誓約書)の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	代表相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度医療受給者証(黄色) ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は代表相続人の振込口座のわかるもの(通帳またはキャッシュカード等) ☐ 代表相続人の本人確認書類	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

やまなし思いやりパーキング利用者証を利用していた

手続き やまなし思いやりパーキング利用者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が思いやりパーキング利用者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の思いやりパーキング利用者証	祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

障害児通所サービスを利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却または支給決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却または保護者変更となります。 受給に係る児童が亡くなられた場合には障害福祉サービス受給者証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 障害福祉サービス受給者証	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

社会参加支援事業を利用していた

手続き 社会参加支援事業利用登録証の返却または登録決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が社会参加支援事業を利用していた場合、死亡日をもって社会参加支援事業利用登録証の返却または保護者変更となります。 利用に係る児童が亡くなられた場合には社会参加支援事業利用登録証の返却となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 社会参加支援事業利用登録証	福祉総合支援課 障害福祉担当 ☎ 0553-32-5067

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き、未支払い分請求手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、受給者を変更する手続きや、未支払い分の児童手当の請求手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給者変更の手続き】 ☐ 受給予定者名義の通帳またはキャッシュカード ☐ 受給予定者のマイナンバーカード（個人番号・加入保険の確認） 【未支払い分がある場合】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 手続きを行う人の印鑑 ☐ 児童扶養手当支給対象児童名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、受給者情報変更の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成金受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となります。 保護者が亡くなった場合、受給者情報を変更するお手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【児童が亡くなった場合】 ☐ 児童の子ども医療費助成金受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 【保護者が亡くなった場合】 ☐ 児童の子ども医療費助成金受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ 変更後の児童の加入医療保険が確認できるもの ☐ 新しい保護者名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、喪失届提出の手続き、子ども医療の申請手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	速やかに
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなった方のひとり親家庭医療費助成金受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類 【保護者が亡くなった場合】 ☐ 変更後の児童の加入医療保険が確認できるもの ☐ 新しい保護者名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

8. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	乳児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0553-32-5081

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、水道料金引き落とし口座変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 また、井戸水等を使用しており、公共下水道に接続されている世帯(下水道使用料のみをお支払いの世帯)の方が亡くなられた場合も同様の手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 総務担当・下水道担当 ☎ 0553-32-5077

市町村設置型浄化槽を使用していた

手続き 浄化槽所有者変更届または浄化槽休止届等の手続き、浄化槽料金引き落とし口座変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または休止等の手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 下水道担当 ☎ 0553-32-5078

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

受益者(納付義務者)変更届の提出

手続き 名義変更または引き落とし口座変更の手続き

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金・分担金または浄化槽工事分担金を納付中の受益者(納付義務者)が亡くなられた場合は、名義の変更の手続きをお願いします。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道課 下水道担当 ☎ 0553-32-5078

MEMO

10. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き 甲府・峡東クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
甲府・峡東クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所を確認できる書類を持参し、甲府・峡東クリーンセンターの受付に提示してください。 ※甲府・峡東クリーンセンターで処分できない物があります。詳しくは直接ご連絡いただくか、HPをご覧ください。 ※ごみの発生場所（住所）が甲州市、甲府市、笛吹市、山梨市外の場合は搬入できません。	なし (搬入日当日にお持ちください)
	手続き可能な人
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	甲府・峡東クリーンセンター ☎ 055-266-7744 HP: https://www.kofu-kyotojimukumiai.jp/

犬を飼っていた

手続き 犬の登録事項の変更の手続き

手続き詳細	期 限
故人が犬の飼い主であった場合、犬の登録事項の変更手続きが必要です。右の二次元コードから申請いただくか、環境課へ届け出てください。 (https://logoform.jp/form/jfkY/160339)	30日以内
	手続き可能な人
	ご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 鑑札、狂犬病予防接種通知はがき（お持ちの方のみ）	環境課 環境対策担当 ☎ 0553-33-4404

MEMO

10. その他の手続き

空き家に関する相談

手続き 空き家の管理・利活用などについて

手続き詳細	期 限
故人が住宅、土地の所有者であった場合、民法上相続登記の申請義務化の対象となります。円滑な相続後、管理不全空家等になる前に早期の再利用（空き家バンク）や、解体除去による土地の貸借や売却を検討し、効果的な利活用に努めてください。	できるだけ速やかに (法律上3年以内)
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続後の登記簿謄の写し ☐ 固定資産税の名寄帳の写し	政策秘書課 地域未来戦略担当 ☎ 0553-32-5037 環境課 環境対策担当 ☎ 0553-33-4404

農地を所有していた

手続き 農地を相続等で取得した時の届出

手続き詳細	期 限
農地の権利を相続等で取得した場合、提出してください。(郵送可)	権利を取得したことを知った 時点から10か月以内
	手続き可能な人
	権利を取得した方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3の規定による届出書 ※届出書の様式は市ホームページからもダウンロードできます。 ☐ 登記簿謄本や登記完了証の写しなど、届出者が権利取得したことを確認できるもの	農林振興課 農地担当 (農業委員会事務局) (本庁舎2階11番窓口) ☎ 0553-32-5092

MEMO

空き家についてご一考ください。

～ 早めの対応がポイントです！！ ～

★不動産の相続登記のルールが変更！！

相続で不動産を取得したら3年以内に相

登記の申請をしなければなりません。正当な理由がなく義務違反した場合 10 万円以下の過料の対象となります。

■お問い合わせは…

甲府地方法務局(☎055-252-7151)まで。

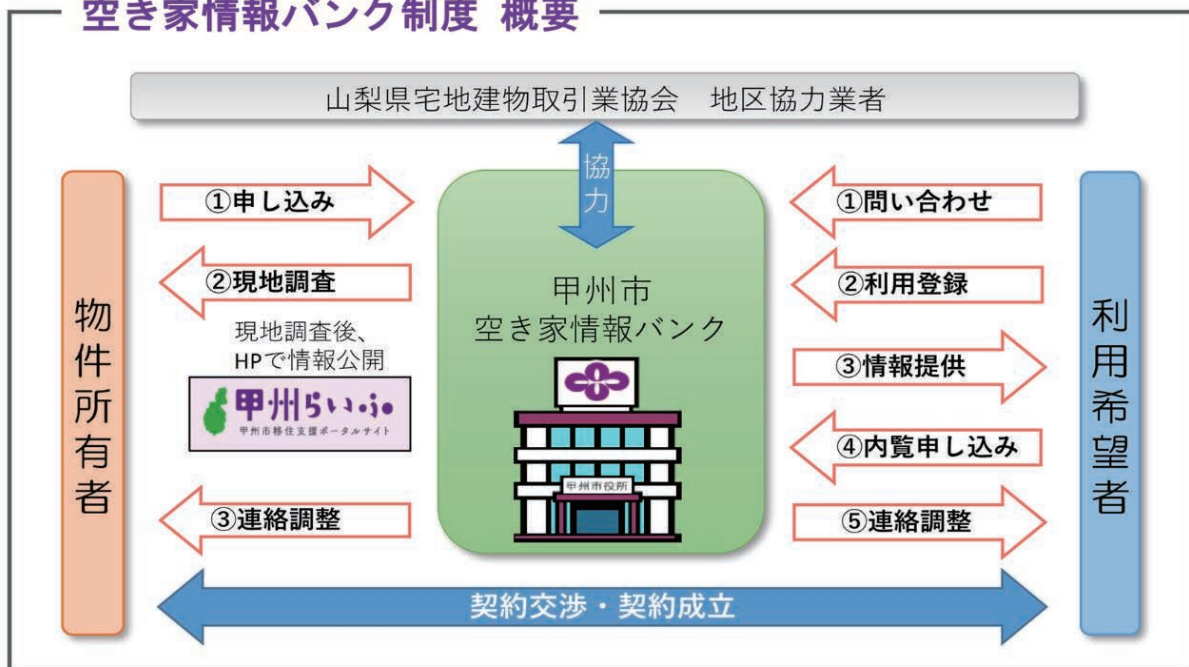


★空き家対策をマンガで！！

空き家を所有することのデメリット等多様な情報から空き家について考えるきっかけにしてください。



空き家情報バンク制度 概要



■ご相談は、政策秘書課(0553-32-5037) 環境課(0553-33-4404)へ。